

毎月第2・4木曜日に 夜間納税相談を行っています

一人で悩まず早めにご相談ください

市では、失業や災害・病気などで納税が困難になったかたの納税相談に応じています。

納税相談は、平日(午前8時30分～午後5時15分)、第2・4木曜日(午前8時30分～午後7時30分)に行っています。
※木曜日が祝祭日および年末年始の場合は行いません。

税務課管理収納係 ☎1132

すべての市税については、資産や所得に応じて計算され、公平に負担していただいています。市としても、納期限内に納税いただくよう督促状や電話などによる催告で納税をお願いしていますが、失業や災害、病気などによって納税が困難になった場合は、早めに税務課までご相談ください。

何もせずに未納をそのまま放置しておく、延滞金(※)が増えるだけでなく、数期分を一括して納税しなくてはならないなど負担が大きくなります。また、法律に規定された「差し押さえ」などの不利益を受けることとなります。平日の業務時間(午前8時30分～午後5時15分)はもちろんです、第2・4木曜日は夜間まで時間を延長して(午前8時30分～午後7時30分)、担当職員が事情をお聞きし、それぞれに応じて法律の範囲内で納税計画を立てるなど、負担が大きくならないよう相談をお受けしています。

一人で悩まず、早めに相談してください。

※延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算されます。なお、当初1か月は年4・3% (商業手形の基準割引率により変動します)、以後14・6%と年率はかなり高いので、少しでも早く納税されることが得策といえます。

夜間納税相談窓口開設日

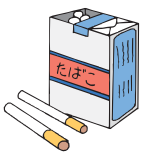
8月	12日(木)・26日(木)
9月	9日(木)
10月	14日(木)・28日(木)
11月	11日(木)・25日(木)
12月	9日(木)
1月	13日(木)・27日(木)
2月	10日(木)・24日(木)
3月	10日(木)・24日(木)

たばこ税の手持品課税

国税のたばこ税と、地方税の県たばこ税および市たばこ税について、平成22年10月1日(金)から税率が引き上げられます。

この引き上げに伴い、たばこの小売販売業者などが、平成22年10月1日(金)午前零時現在において、たばこの製造場または保税地域以外の場所で、2万本以上の製造たばこを販売のために所持する場合(複数の場所でも所持する場合)はその合計本数が2万本以上の場合)に小売販売業者などに対し、その所持する製造たばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税、県たばこ税、市たばこ税が課税されることとなります。

小売販売業者などの手続きとしては、平成22年11月1日(月)までに「たばこ税の手持品課税申告書」を税務署に提出し、平成23年3月31日(木)までに納税していただくこととなっています。



製造たばこ税率 (旧3級品を除く)

区分	税目	税率(1,000本当たり)		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	3,552円	5,302円	1,750円
	たばこ特別税	820円	820円	—
地方税	県たばこ税	1,074円	1,504円	430円
	市たばこ税	3,298円	4,618円	1,320円
合計		8,744円	12,244円	3,500円

※説明会の開催
小売販売業者などを対象にした説明会を予定していますので、日程などが決定しだい通知します。